

川崎市 DV 被害者支援基本計画

(素案)

平成 21 年 11 月

川崎市DV被害者支援基本計画（素案）目次

第1部	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画推進の視点	2
3	計画の基本目標	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画期間	3
6	重点施策	3
第2部	計画の内容	4
基本目標Ⅰ	DV被害者の安全確保と支援体制の充実	4
施策目標1	早期発見のための取り組みの強化	4
施策目標2	相談体制の充実	5
施策目標3	保護体制の充実	6
施策目標4	外国人、障害者、高齢者への支援	7
施策目標5	被害者支援を担う関係者の人材育成	8
基本目標Ⅱ	DV被害者の自立支援の促進	8
施策目標6	被害者の自立支援	9
施策目標7	子どもの健やかな成長への支援	10
基本目標Ⅲ	DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力	11
施策目標8	関係機関・民間団体相互の連携	11
施策目標9	民間団体との連携・協力の促進	12
基本目標Ⅳ	DVを容認しない社会づくりの推進	13
施策目標10	DVへの理解を深めるための教育や普及啓発	13
施策目標11	DV防止への調査研究	14
第3部	計画推進の仕組み	15
参考資料1	DV被害者支援の流れ	17
参考資料2	相談窓口一覧	18

川崎市 DV 被害者支援基本計画（素案）

第1部 はじめに

1 計画策定の趣旨

あらゆる暴力は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下「DV」といいます。）は、「配偶者」という親密な間柄で、外部の目にふれにくい家庭という場所において、一方が暴力によって他方を支配する行為です。このため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な悪影響を与えるものであり、単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとなっています。

こうした中、平成13年4月に、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」といいます。）が制定されました。同法の施行により、長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた配偶者に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であると位置づけられ、被害者への救済・支援の道筋がつけられました。

平成16年には、最初の法改正があり、配偶者からの暴力に「心身に有害な影響を及ぼす言動」を追加、被害者の子どもも保護命令の対象に含めるとともに、配偶者暴力相談支援センター業務の明文化や国の基本方針、都道府県の基本計画策定の義務づけなどが定められました。

また、DV防止法は、内容を3年ごとに検討することとされており、平成19年には、2回目の改正が行われ、保護命令の対象をさらに拡充するとともに、都道府県のみ義務づけられていた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定」を市町村の努力義務とすることなどが定められました。

これを受け、川崎市は、DV被害者とその子どもの安全と安心に配慮した総合的な市のDV施策を積極的に推進することを目的に、「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、DVを容認しない社会の実現をめざします。

2 計画推進の視点

市民すべての男女の人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、以下の4つの視点のもとに計画の推進に取り組みます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) 子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。
- (3) 被害者は自らの意思に基づき、安全に安心して地域で生活を送る権利があり、川崎市は相談から自立まで、被害者の立場に立った、切れ目のない支援を実施します。
- (4) 川崎市がこれまで関係機関及び民間団体と築きあげてきた連携・協力体制の一層の強化を図ります。

3 計画の基本目標

本市におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するにあたり、次の4つの基本目標を定め、それぞれの施策を推進します。

基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実

基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携と協力

基本目標Ⅳ DVを容認しない社会づくりの推進

4 計画の位置づけ

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画と位置づけ、国の基本方針を指針とし、かつ、「かながわDV被害者支援プラン」との整合性を図った計画とします。
- (2) この計画は、「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」の基本施策【Ⅲ-5-(2)】「男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進」を目指すための取り組みに位置づけられます。
- (3) この計画は「男女平等かわさき条例」(平成13年6月29日)第8条に基づき策定された「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の第1の柱『『女性の人権』の確立』の施策1「配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進」に基づき、本市におけるDV防止対策の施策を体系的に示す基本計画です。

5 計画期間

本計画の期間は、2010（平成22）年度を初年度とし、2014（平成26）年度までの5年間とします。但し、DV防止法の改正及び基本方針の改定、社会情勢の変化、計画の取り組み状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

6 重点施策

川崎市では、計画を推進するための具体的施策の中から、次の6つの施策を特に重点を置いて取り組む「重点施策」として位置づけます。

- **重点施策1 相談支援の機能の強化（P5 基本目標Ⅰ-施策目標2-1）**
被害者の状況に応じた適切な相談を行えるように、相談体制の充実と相談担当者の相談技術の向上に努めます。
- **重点施策2 自立支援の機能の強化（P9 基本目標Ⅱ-施策目標6-1）**
被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向けて、必要な情報提供や支援に取り組み、関係機関の連携体制の充実に努めます。
- **重点施策3 一時保護後の自立支援に向けた中間的施設についての検討（P10 基本目標Ⅱ-施策目標6-7）**
一時保護施設を退所後、すぐに社会に適応し自立することが困難な被害者が、地域で新しい生活を始められるまでに過ごす場としての中間的施設の設置及び運営のあり方について調査、検討を行います。
- **重点施策4 関係機関の支援ネットワークの充実（P12 基本目標Ⅲ-施策目標8-1）**
関係機関が共通認識を持ち、相互に連携・協力して支援に取り組むことができる体制の充実に努めます。
- **重点施策5 県内一時保護施設との連携強化（P13 基本目標Ⅲ-施策目標9-1）**
県内の一時保護施設を運営する民間団体との情報共有に努め、連携を強化します。
- **重点施策6 市内一時保護施設への支援の充実（P13 基本目標Ⅲ-施策目標9-2）**
市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的に活動できるよう、支援の充実に努めます。

第2部 計画の内容

基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼすという特性があります。このため、被害者がいつでも安心して身近な窓口にご相談し、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることのできる体制を充実させます。また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組んでいきます。

施策目標1 早期発見のための取り組みの強化

【現状と課題】

DV防止法第6条で、DV被害者を発見したものは、その旨を通報するよう努めなければならないとされ、特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。さらに、医療関係者は被害者の意思に基づき配偶者暴力相談支援センター等に相談できるよう情報を提供するよう努めなければならないとされています。

本市では、医療関係者に対する啓発として、県で作成した医療関係者向けのリーフレットを配布することで、通報の促進を図るとともに情報提供を行っています。

また、福祉・保健関係の業務は家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性が高いことから、これらの職務に携わる関係者が早期に被害者を発見し、DVに関する情報提供や支援を行うことが必要です。

【具体的施策】

1 医療、保健、福祉、教育機関等における被害の早期発見の促進

- ①医療機関に対し、DVの早期発見の方法や被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法などについて情報提供に努めます。
- ②保健師、介護福祉士、ケアマネージャー及びホームヘルパーなど、業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員に対して、DVに関する意識啓発と対応に係る情報提供を行います。
- ③学校や保育園、幼稚園の関係者に対して、必要な情報を提供します。

2 民生委員・児童委員等への広報や情報提供

- ①民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに関する意識啓発や情報提供を行います。

施策目標2 相談体制の充実

【現状と課題】

本市では、DV被害を含めた女性に関する電話相談、面接相談を、各区の保健福祉センター及び健康福祉ステーション、男女共同参画センター、人権オンブズパーソン[※]で実施しています。

DV被害者からの相談件数は年々増加しており、多様化しています。被害者が安心して適切な相談が受けられるようにするため、被害者のさまざまな状況に応じた安全な相談体制の維持と強化、また、被害者への相談窓口の一層の周知が必要です。

【具体的施策】

1 相談支援の機能の強化【重点施策1】

- ①被害者が関係機関の窓口ごとに事情説明する負担を軽減し、二次的被害を防止するため、関係機関等がそれぞれの役割を踏まえて対応するとともに、相互の緊密な連携に努めます。
- ②DVは児童虐待と密接に関係しているため、区の相談窓口と児童相談所は連携を強化し、子どもへのケア体制を徹底していきます。
- ③男女共同参画センター、人権オンブズパーソンは、相談、一時保護、自立支援を実施する区の相談窓口と連携していきます。
- ④複雑化、多様化する相談に適切に対応するため、相談担当者の相談技術の向上に努めます。

2 男女共同参画センターにおける女性相談の充実

- ①男女共同参画センターでは、電話相談や面接相談、法律相談などの女性総合相談事業を実施しています。緊急事案や困難事案については、区の相談窓口と連携を図りながら、被害者の支援に努めます。また、自立支援を含め、女性の抱えるさまざまな問題や悩みの解決に向けて相談を行っています。

3 人権オンブズパーソンによる相談の実施

- ①人権オンブズパーソンでは、男女平等にかかわる人権侵害や子どもの権利の侵害について相談事業を実施し、問題解決に向け助言や支援を行っています。DVに関する緊急事案や困難事案については、区の相談窓口と連携を図りながら、被害者の支援に努めます。

4 相談窓口の周知

- ①被害者が相談をしやすくするために、相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。
- ②ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。

5 相談窓口における秘密の保持と安全の確保

- ①相談窓口における、相談者のプライバシーと安全の確保に努めます。
- ②被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底するとともに、相談支援に関わる職員や民間団体等の情報の保護に努めます。
- ③情報の漏洩により、被害者へ危険を招いたり、被害者をさらに傷つけることがないように、関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行することに努めます。また、職員に情報の保護と管理について周知徹底させるため計画的に研修等を行います。

施策目標3 保護体制の充実

【現状と課題】

本市では、被害者に危険が迫っているため緊急に保護することが必要であると認められるような場合には、各区の保健福祉センターが神奈川県配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者の安全を確保しています。

被害者の一時保護は、県立の施設で実施するほか、広域にわたる保護や被害者の状況に応じた対応を行うため、県内の民間団体が運営する一時保護施設にも委託して保護先を確保しています。

一時保護施設は、ただ単に避難する場所だけではなく、DVから逃れてきた女性やその子どもたちが安心して心と体を休める場所です。被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援を行うためには、一時保護の充実を図ることが必要です。

【具体的施策】

1 一時保護の充実

- ①被害者の状況に応じ、市外の一時保護施設に保護するなど、広域的な対応を行うため、神奈川県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。
- ②警察からの一時保護の依頼については、連携して迅速な対応を行います。

2 一時保護施設との連携

- ①一時保護施設と連携し、被害者を支えながら自立に向けた支援に取り組んでいきます。
- ②一時保護中、被害者とその子どもが精神的な安定を取り戻すための環境を提供し、本人の状態に合った適切なケアを行うことができるよう、児童相談所、精神保健福祉センター等の関係機関との連携に努めます。
- ③心身の障害を有している場合や高齢者虐待に該当する場合にも適切な対応ができるよう、障害者や高齢者福祉関係機関との連携を図ります。

3 安全の確保の徹底

- ①被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、その仕組みや効力等について助言を行います。
- ②裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、関係機関と連携を図りながら、被害者本人と子どもや親族等の安全の確保のため助言等を行います。
- ③学校、保育園及び幼稚園との連携し、子どもの安全を守るための体制を整備します。
- ④住民票の異動をしないことなどにより、生活上必要な各種制度や住民サービスが活用しにくくなることについて、被害者が不安を持たないよう情報提供を行います。
- ⑤情報の漏洩により、被害者へ危険を招いたり、被害者をさらに傷つけることがないように、関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行することに努めます。また、職員に情報の保護と管理を周知徹底させるため計画的に研修等を行います。（再掲：I-2-5-③）

施策目標4 外国人、障害者、高齢者への支援

【現状と課題】

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすく、相談窓口についても分りにくい状況にあります。

また、実際の支援にあたって、在留資格、法律手続、自立支援策など、複雑で対応が困難な場合が少なくありません。

こうしたことから、外国語によるリーフレットを作成したり、国際交流や外国人支援を行っている民間団体と連携した相談、支援を行っていく必要があります。

また、障害者や高齢者については、DVがより潜在化しやすい傾向にあるため、障害者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることも重要です。

【具体的施策】

1 外国人への支援

- ①日本語の理解が十分でない外国人に対し、多言語によるDVに関する情報提供に努めます。
- ②相談等が円滑に進むよう、必要に応じて通訳の確保等適切な対応に努めます。
- ③在住外国人の支援団体と連携を強化し、その活動を支援します。
- ④外国人のための相談の中でDV被害者へ適切な助言が行えるよう、相談担当者や通訳者に対し、法制度や活用できる社会資源の知識等に関する専門研修を実施します。

2 障害者への支援

- ①障害者の相談に携わる機関に、相談窓口などの情報を提供します。
- ②障害のある被害者への支援に向け、関係機関と連携し、必要な情報提供を行います。

3 高齢者への支援

- ①高齢者へのDVについては、高齢者虐待と関連があるため、被害者が適切な支援が受けられるよう関係機関と連携します。

施策目標5 被害者支援を担う関係者の人材育成

【現状と課題】

相談や支援に携わる行政職員及び支援者は、それぞれの立場において被害の特質を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、定期的な研修等により一層の資質向上を図る必要があります。

また、行政職員及び支援者の不適切な対応によって被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうといった二次的被害を防止する取り組みが必要です。

【具体的施策】

1 行政職員等に対する研修の充実

- ①被害者に対して、DVに関する正しい理解と認識のもと、組織として一体的な支援を行えるよう、管理職を含めた職員研修を実施します。
- ②被害者の支援に関わる機関において、ケースワークを中心とした実務研修や事例検討会議の充実を図ります。
- ③相談担当者への専門研修を実施するとともに、弁護士会との情報交換を充実させます。
- ④学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、DVへの理解を促進します。
- ⑤被害者支援を担う関係者に対するさまざまな研修を通じて、被害者の二次的被害の防止を図ります。

基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進

被害者の自立支援については、DV防止法の中でも、生活保護法、児童福祉法、母子および寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講じなければならないこととされています。そのため、生活支援、就業支援、住宅の確保に向けた支援、医療保険・年金の取り扱いなどについての支援が必要

です。本市ではそれぞれの施策を所管する機関が、被害者のおかれた立場を理解し、相互に連携して自立支援に努めます。

施策目標6 被害者の自立支援

【現状と課題】

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

被害者の自立支援にあたっては、ケースカンファレンスなどを通じ、生活保護制度や母子家庭に対する支援制度などの各種制度を活用しながら、被害者のおかれた立場を理解し、関係機関が相互に連携して、自立に向けた支援を行うことが重要です。

また、被害者の多くは心身の健康を害しており、加害者からの追跡の不安があることなどを考慮すると、医療や行政、法律などの各種手続きに支援者が同行し、手続きを円滑に進めるための援助をするなど、よりきめ細やかな支援が必要です。特に、一時保護の期間は原則2週間となっており、施設の退所後の住居の確保や各種手続きをするためには、十分な期間とはいえず、期間中に行く先が決まらない被害者も多く、引き続き一時保護施設において、関係機関が連携して、被害者の自立に向けた支援を行っています。このため、一時保護後の自立生活に向けた準備を行うための中間的施設の設置が求められています。

また、一時保護後、地域で生活する被害者においても、不安感や心のゆれなどさまざまな課題を抱えながら暮らしている被害者も多く、被害者や子どもへの心理的サポートなど、地域での生活を継続的に支えていく仕組みづくりが課題となっています。

【具体的施策】

1 自立支援の機能の強化【重点施策2】

- ①被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを把握し、必要な情報提供を行います。
- ②関係機関等の連携体制を充実させることにより、各機関が行う自立支援に伴う手続きが円滑に行われるよう努めます。

2 住居の確保に向けた支援

- ①一時保護施設退所後の居住場所として、「配偶者からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要綱」に基づき、市営住宅への住居設定にかかる支援を行います。
- ②居住支援制度を活用し、被害者の民間賃貸住宅についての入居機会の確保を支援します。

3 就労の支援

- ①被害者の状況に応じた就職や転職のための相談や、就労のための講座などの

事業を実施します。

- ②公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度など就労支援に関する情報を収集し、被害者に提供します。
- ③ひとり親家庭を対象とした職業訓練や生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。

4 経済的な支援

- ①経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、制度の内容や手続きをわかりやすく、被害者に説明します。
- ②必要に応じて、生活保護の円滑な運用を行います。

5 各種制度の活用への支援

- ①住民基本台帳、外国人登録原票、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当等の現行諸制度の手続きの円滑な運用に向けた支援を行います。
- ②被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合には、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。
- ③保護命令の申立て、調停、裁判などの法的対応にかかる支援として、神奈川県配偶者暴力支援センターの法律相談や日本司法支援センター（法テラス）について情報提供を行います。
- ④住民基本台帳の閲覧等の制限について、職員に対する研修等を行うとともに、制度の適切な運用に努めます。

6 自立のための心のケア

- ①心のケアが特に必要な被害者に対しては、心のケアについて相談やカウンセリングが受けられる機関について情報提供を行います。
- ②一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮して、ニーズ調査等を行い、被害者の立場に立った支援施策を検討していきます。

7 一時保護後の自立支援に向けた中間的施設についての検討【重点施策3】

- ①一時保護施設を退所後、すぐに自立し社会に適応することが困難な被害者が、地域で新しい生活を始められるまでに過ごす場としての中間的施設の設置及び運営のあり方について調査、検討を行います。

施策目標7 子どもの健やかな成長への支援

【現状と課題】

本市の一時保護件数は、毎年90件前後で推移していますが、その60%以上が子どもを伴った保護となっています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において配偶者に対し暴力をふるう等の行為を行うことも児童への虐待であると定義されているように、DVを身近に見てきた子どもたちは、身体に暴

力を受けていなくてもさまざまな心の傷を抱えており、その心理的影響を考慮して、子どもたちの心のケアを充実させていくことが必要です。

被害者と子どもの安全を確保し、自立を促進するためには、子どもの就学や保育は極めて重要で、関係機関が十分な連携を図っていくことが求められます。

1 子どもの心のケア

- ①DVは児童虐待と密接に関係しているため、区の相談窓口と児童相談所は連携を強化し、子どもへのケア体制を徹底していきます。（再掲：I-2-1-②）
- ②児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアと親子関係の再構築について継続的な支援を行います。
- ③地域で生活する被害者やその子どもが、地域の中で孤立することがないように、支えていく仕組みづくりを検討します。

2 就学支援と安全の確保

- ①被害者の子どもの転出入などの手続きや授業料の免除制度などの活用について、情報の提供と円滑な対応に努めます。
- ②被害者とその子どもの置かれた状況について正しく理解し、適切な情報管理を行い、子どもの安全確保と守秘義務が徹底されるよう協力を要請します。
- ③学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、DVへの理解を促進します。（再掲：I-5-1-④）

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県及び市の関係機関や民間団体との連携を進めます。特に、神奈川県では、被害者の支援やDV防止に取り組む民間団体の活動が活発であることから、こうした民間団体と連携・協力を図ります。

また、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策や事業の充実を反映します。

施策目標8 関係機関・民間団体相互の連携

【現状と課題】

本市では、医師会、弁護士会、法務局等の代表と県、市で構成する「川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議」並びに警察、区の相談窓口及び民間団体代

表等で構成する「川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会議」を開催し、連携体制の整備に努めています。

また、DVは児童虐待や高齢者虐待とも関連し、それらの対応の中で発見される場合があるため、関係機関との連携・協力が重要になります。

さらに、被害者の一時保護にあたっては、加害者の追求から逃れるため、被害者を市外施設で保護するなど、市域を越えた広域的な対応を行っています。

DVをめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、被害者と子どもに対するきめ細かな支援が重要となっています。そのためには、区の保健福祉センター、児童相談所、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等、さまざまな分野の機関が連携を図り、ネットワークを構築して、その活用を図ることが必要です。

【具体的施策】

1 関係機関の支援ネットワークの充実【重点施策4】

- ①「川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議」を開催し、関係機関が相互理解と共通認識のもと、効果的な支援のために円滑な連携ができるよう図ります。
- ②「川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会議」を開催し、相談支援や自立支援の充実に向けた連携を進めます。
- ③一時保護施設との連携を図るため、情報共有を促進し、協力体制についての協議等を行う意見交換の場の設置に努めます。
- ④被害者の支援にあたっては、必要に応じて、市外の施設を活用するなど、広域連携に努めます。
- ⑤被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。（再掲：Ⅱ-6-5-②）

施策目標9 民間団体との連携・協力の促進

【現状と課題】

本市ではこれまで、民間団体との連携・協力によって被害者支援を行ってきた経緯があります。被害者の相談、一時保護、自立支援については、この問題に取り組む民間団体が大きな役割を担っており、現在も、民間団体と県、市の三者が協力して被害者支援に取り組んでいます。

今後も、民間団体の持つ豊富な知識や情報を活かしながら、DV防止や被害者支援を充実していくため、民間団体の取り組みを支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業の見直しに反映していくことが重要です。

【具体的施策】

1 県内一時保護施設との連携強化【重点施策5】

- ①県内の一時保護施設と定期的な意見交換を行うことができる場を設定し、情報共有に努め、連携の強化を図ります。
- ②一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報提供を細やかに行います。
- ③職員への研修資料や市民啓発資料等の作成にあたっては、民間団体に蓄積された被害者支援の知識や情報等を踏まえて作成します。

2 市内一時保護施設への支援の充実【重点施策6】

- ①市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的、継続的に活動できるよう、支援の充実に努めます。
- ②一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報提供を細やかに行います。（再掲：Ⅲ-9-1-②）

3 民間団体の活動への支援

- ①DV被害者支援のための知識や経験を有し、相談や自立支援、啓発活動等を行う民間団体の取り組みを支援します。
- ②民間団体の被害者支援活動やDV防止活動等との連携や協働に努めます。

基本目標Ⅳ DVを容認しない社会づくりの推進

DVをなくし、暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育などの場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを容認しない社会づくりを進めていくことが重要です。

施策目標10 DVへの理解を深めるための教育や普及啓発

【現状と課題】

DVをなくすためには、被害者を保護し、自立を支援することとあわせて、DV被害者を生まない、DVを容認しない社会の実現が必要であり、そのためには、家庭、地域、学校、職場などにおける教育や啓発が重要です。

また最近では、恋人の間においても配偶者の間と同様の暴力があることが問題となっています。これは、一般に「デートDV」と呼ばれ、結婚後も暴力が継続し、深刻化

するおそれがあります。このため、若い世代に対しては、男女の人権を尊重し、DVに対する正しい理解を図るための教育を行うことが必要です。

DV被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると感じかたまま暴力を受けつづける人がいます。DVは、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的な内容も含めた暴力行為であるということを知り、悩んでいる被害者に相談窓口及び支援の内容などの情報を提供することが求められます。

【具体的施策】

1 市における普及啓発の推進

- ①民間団体と連携・協力しながらDV関連講座やセミナー等を開催し、広く市民への啓発を進め、DVの被害者にも加害者にもならないよう予防のための取り組みを推進します。
- ②被害者が相談をしやすいするために、相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。(再掲：I-2-4-①)
- ③ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を進めます。(再掲：I-2-4-②)
- ④地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員と児童委員に対し、DV対策についての理解と協力を求めていきます。

2 幼児期からの暴力を許さない教育

- ①保育園、幼稚園などの乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さない教育、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の一層の推進を図ります。あわせて、保育士や教職員等への意識啓発を行います。
- ②関係機関と連携して、若年層に向けた「デートDV」の予防啓発を推進します。

施策目標11 DV防止への調査研究

【現状と課題】

DV対策にはDVを生み出す背景や原因、並びにDVに関する実態を調査分析し、DVの解決や被害者支援に係る施策の検討が必要です。

また、加害者対策に関する調査研究を進めていくことが必要ですが、加害者への対応については、国の研究や県の取り組み等においても、その有効性については未解明な部分が多く、まだ、対応策が確立されていないのが現状です。

【具体的施策】

1 DV被害に関する調査研究

- ①相談事例を分析するなど、被害の実態や自立支援に関する状況把握に努めます。
- ②一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮して、ニーズ調査等を行い、被害者の立場に立った支援施策を検討していきます。(再掲：Ⅱ-6-6-②))

2 加害者対策のあり方についての検討

- ①加害者対策のための国の調査研究、他自治体の取り組み、民間団体の取り組みについて調査、情報収集します。

3 男性相談の検討

- ①男性に向けたDV被害に関する相談窓口の開設について検討します。

第3部 計画推進の仕組み

川崎市DV被害者支援基本計画を推進していくため、市内の推進体制を整備するとともに、関係機関、民間団体、神奈川県と連携強化を図ります。

1 「川崎市DV防止及び被害者支援市内連絡会議」

市内の関係部局が連携しながら、横断的な意見交換や連絡調整を行い、総合的・効果的に施策を推進します。

2 「川崎市男女平等推進審議会」

市の付属機関として、男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に依りて調査審議し、その結果を市長に報告します。『第2期川崎市男女平等推進行動計画』においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進」を取り組むべき施策として位置づけており、進捗状況等を点検・評価します。

3 「川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議」

法務局、弁護士会、医師会、神奈川県配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と市の関係部局が、情報交換や意見交換を行いながら計画を推進します。

4 「川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会議」

DV被害者の支援に取り組む民間団体、警察のほか、市の関係部局が連携を強化し、情報交換や意見交換を行いながら計画を推進します。

5 民間団体との連携

本市は、民間団体との連携・協力によって被害者支援を進めてきました。今後も、民間団体の持つ豊富な知識や情報を活かしながら計画を推進していくため、定期的に意見交換を行い、計画を推進します。

6 神奈川県との連携

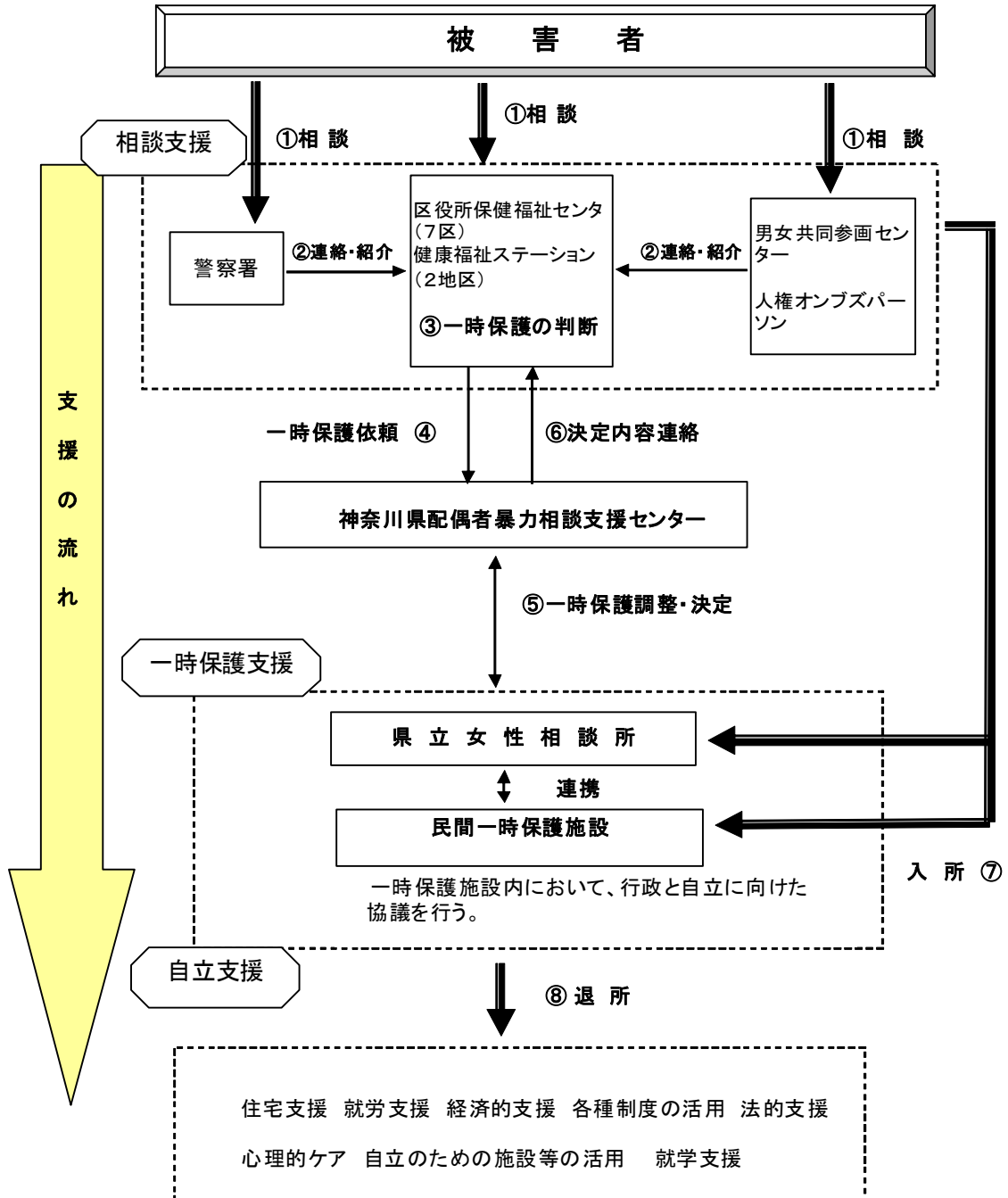
連絡会議等を活用しながら連携を強化し、計画を推進します。

參考資料

参考資料1

DV被害者支援の流れ

← 被害者の動き
← 関係機関の動き



【連携・協力】

関係機関等(警察、医療機関、学校、弁護士会、裁判所、民間団体、市内外の行政機関、他)が連携・協力して、DV被害者を支援します。

参考資料2

市内相談窓口について

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいる方は下記の相談窓口へ気軽に相談してください。

一人で悩まないでご相談ください。配偶者からの暴力（DV）の問題を一緒に解決しましょう。

●女性のための総合相談

川崎市男女共同参画センター ハロー・ウィメンズ 110 番

044-811-8600

相談日・相談時間

電話相談 日曜 12:00～17:00

月～木曜 10:00～15:00

金曜 15:00～20:00

（土、祝日及び年始年末はお休みです）

面接相談（予約制）

① 女性の悩み相談・キャリア相談

第1・3木曜 10:00～12:00

第2木曜 10:00～14:00

② 女性弁護士による法律相談

第1・3木曜 13:00～16:00

●人権オンブズパーソン

044-813-3111（男女平等にかかわる人権侵害）

0120-813-887（こどもの相談フリーダイヤル）

相談日・相談時間

月・水・金曜 13:00～17:00

土曜 9:00～15:00

（日、祝日及び年始年末はお休みです）

川崎市DV被害者支援基本計画（素案）体系図

